【廿日市市】

私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度未移行園)における 幼児教育の無償化について

私立幼稚園(新制度未移行)を利用する満3歳から5歳までの子どもの保育料(基本利用料)が、 月額25,700円まで無償化されます。

また、保育の必要性の認定を受けると、3歳児から5歳児及び満3歳児のうち市民税非課税世帯の子どもの預かり保育料についても無料化の対象となります。(月額上限あり)

<u>これらの無償化給付を受けるには、「子育てのための施設等利用給付認定申請</u> 書の提出が必要となります。」

●無償化の給付認定までの流れ

園に認定申請書を 提出



市から認定通知書を発行



幼稚園の 利用



給付

認定申請は幼稚園を通じて行います。認定申請書を提出し、認定を受けないと無償化の対象となりません。認定申請書の、提出忘れには十分注意してください。

●認定区分について

お子さんの保育の必要性の有無や年齢によって、次の通り1号・2号・3号認定のいずれかの区分に認定され、区分によって無償となる範囲が決まります。

1号

満3歳以上の小学校就学前の子ども (2号・3号認定を除く子ども 保育料

(月額25,700円まで)

2号

4月1日時点の年齢が3歳以上で、 保護者の就労等により保育を必要とす る小学校就学前の子ども 保育料

(月額25,700円まで) 預かり保育料 (月額11,300円まで)

3号

市民税非課税世帯の満3歳児で※1 あって、保護者の就労等により保育を 必要とする小学校就学前の子ども 保育料

(月額25,700円まで) 預かり保育料 (月額16,300円まで)

※1 満3歳児・・・3歳の誕生日を迎えたあと、最初の3月31日までの間にある子ども



●認定の申請について

認定の申請にあたっては、認定区分に応じて次の書類を幼稚園に提出してください。

(1)提出書類

認定区分	提出書類
1号認定	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)
2号認定 3号認定	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号) ・保育の必要性を証明する書類 (次の(2)で添付書類を確認してください。)

(2)添付書類

理由	要件	添付書類
就労等	保護者が就労している場合 (1日の就労時間4時間以上、かつ、 月12日以上就労していること)	就労証明書又は就労状況申告書 (任意・もしくは市の様式)
妊娠・出産	保護者が第2子以降の子を出産するため にその他の児童を預ける場合 出産予定日8週間前から出産後8週間	母子健康手帳の写し (氏名と出産予定日が記載されている ページの写し)
疾病・障がい等	保護者が病気の場合、又は保護者が心身 障がいがある場合	診断書、身体障害者手帳、 療育手帳等の写し
介護・看護	保護者が常時かつ長期にわたり病人や心 身障がい者等を介護・看護している場合	介護を受ける方の診断書など (任意・もしくは市の様式)
災害復旧	保護者が災害により被災し、復旧にあ たっている場合	罹災証明等
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を行っ ていること	利用開始月から3か月を経過するま でに就労証明書が必要
就学	保護者が就労又は技能習得を目的に就学している場合(1日の就学時間4時間以上、かつ、月12日以上就学していること)	在学証明書
その他	保護者が保育を必要とする特別な事情 がある場合	申立書(市の様式)

在職証明書等の様式は市ホームページに掲載されています。 右記QRコードよりお進みいただき、ダウンロード・印刷してお使いください。



●無償化の給付方法

(1)入園料・利用料(保育料)

無償化による給付(月額上限25,700円)は、原則として、幼稚園が保護者に代わって受領します。 保護者は、幼稚園の月額保育料から25,700円を差し引いた額を幼稚園に支払ってください。幼稚園の月額利用料が25,700円以下の場合は、0円となります。

※通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外のため、保護者負担になります。

(2) 預かり保育料

保護者が幼稚園に預かり保育利用料を支払ったあと、市に請求してください。 園が発行した領収書などを添付して、請求書類を市に提出し、確認後、保護者へ給付します。 ※申請時期、申請方法は、幼稚園を通じて案内します。

【問合せ先】廿日市市役所 こども課 TEL: 0829-30-9154